

大分県報

令和二年
四月一日
（四七）

（水曜日）

目次

教育委員会規則

宿日直手当の額を定める規則の一部改正……………一

大分県教育委員会行政組織規則の一部改正……………一

教育委員会訓令甲

大分県教育庁等事務決裁規程の一部改正……………一

大分県教育委員会文書管理規程の一部改正……………三

教育庁等における臨時的任用職員の管理に関する規程の廃止……………四

大分県立学校事務決裁規程の一部改正……………四

○教育委員会規則

宿日直手当の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第九号

宿日直手当の額を定める規則の一部を改正する規則

宿日直手当の額を定める規則（昭和三十七年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「、第二号及び第四号」を「から第三号まで及び第五号」に改め、同項中

第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 大分県立国東高等学校に勤務する職員がその附属寄宿舎において生徒に対する生活指導等のために行う日直勤務

附則

この規則は、公布の日から施行する。

令和二年四月一日

大分県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年四月一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第十号

大分県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

大分県教育委員会行政組織規則（昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表の特別支援教育課の項中「指導班」の下に「、高等特別支援学校開校準備班」を加え、同表の人権・同和教育課の項中「人権・同和教育課」を「人権教育・部落差別解消推進課」に改める。

第八条の二に次の一号を加える。

十 高等特別支援学校開校準備に関すること。

第十一条（見出しを含む。）中「人権・同和教育課」を「人権教育・部落差別解消推進課」に改め、同条第一号及び第二号中「人権教育行政」を「人権教育及び部落差別解消」に改め、同条第三号から第五号までを削り、第六号を第三号とし、第七号を第四号とする。第十八条の表の総務企画監の項の次に次のように加える。

法務調整監

教育改革・企画課

上司の命を受け、教育委員会の法務に関する事務を処理する。

第三十条第九号を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○教育委員会訓令甲

大分県教育委員会訓令甲第六号

教育庁

教育機関

大分県教育庁等事務決裁規程（昭和四十四年大分県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和二年四月一日

大分県教育委員会

大分県報号外（教育委規則・教育委訓令甲）

第二条第七号中「総務企画監」の下に「、法務調整監」を加える。
別表第一の十六の項中「この項中教育庁等における臨時的任用職員の管理に関する規程（平成十一年大分県教育委員会訓令甲第六号）を「規程」という。」を削り、同項の第二号中「非常勤職員」の下に「（会計年度任用職員を除く。）」を加え、同項の第三号及び第四号を次のように改める。

- 三 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規程（令和二年大分県教育委員会規則第七号）に基づき、会計年度任用職員の任免等に関する事務を行うこと。
- 四 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規程（令和二年大分県教育委員会規則第八号）に基づき、臨時的任用職員の任免等に関する事務を行うこと。

別表第一の十六の項中第五号から第七号までを削り、第八号を第五号とし、第九号を第六号とする。

別表第二の教育人事課の部の一の項中「規則」、教育庁等における臨時的任用職員の管理に関する規程を「規程」を「任用規則」、大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則を「会管規則」、大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則を「臨管規則」に改め、同項の第九号から第十一号までの規定中「規則」を「任用規則」に改め、同項の第十三号から第十五号までを次のように改める。

- 十三 会管規則第二条の規定に基づき、会計年度任用職員の配置について協議を受けること。
- 十四 会管規則第三条第六項の規定に基づき、会計年度任用職員の任用を発令すること。
- 十五 会管規則第四条第二項の規定に基づき、会計年度任用職員の任期の更新について内申を受けること。

別表第二の教育人事課の部の一の項中第十八号を第二十四号とし、第十七号を第二十三号とし、第十六号を第二十二号とし、第十五号の次に次の六号を加える。

- 十六 会管規則第五条第二項の規定に基づき、会計年度任用職員の異動等を発令すること。
- 十七 会管規則第八条第五項の規定に基づき、会計年度任用職員の退職を発令すること。
- 十八 臨管規則第二条の規定に基づき、臨時的任用職員の配置について協議を受けること。
- 十九 臨管規則第三条第五項の規定に基づき、臨時的任用職員の任用を発令すること。
- 二十 臨管規則第四条第四項の規定に基づき、臨時的任用職員の

任用期間の延長又は更新について内申を受けること。
二十一 臨管規則第五条第五項の規定に基づき、臨時的任用職員の退職を発令すること。

別表第二の教育人事課の部の二の項の第二号を次のように改める。
二 非常勤職員（会計年度任用職員を除き、県立学校職員に限る。）の任免等を発令すること。

別表第二の教育人事課の部の二の項中第十号を第十二号とし、第三号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

- 三 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規程（第三十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づき、会計年度任用職員の任免等に関する事務を行うこと。
- 四 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規程（第十七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づき、臨時的任用職員の任免等に関する事務を行うこと。

別表第二の教育人事課の部の八の項中「服務規程」の下に「、大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則を「会管規則」を加え、同項中第三十一号を第三十三号とし、第二十号から第三十号までを二号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の二号を加える。

- 二十 会管規則第二十二條第一項及び第二項の規定に基づき、会計年度任用職員の勤務時間及び勤務日数を決定すること。
- 二十一 会管規則第二十九條の規定に基づき、会計年度任用職員の営利企業従事等届を受理すること。

別表第二の教育人事課の部の九の項中「規則」の下に「、大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則を「会管規則」を加え、同項中第三十六号を第三十八号とし、第三十五号を第三十七号とし、第三十四号の次に次の二号を加える。

- 三十五 会管規則第二十二條第一項及び第二項の規定に基づき、会計年度任用職員の勤務時間及び勤務日数を決定すること。
- 三十六 会管規則第二十九條の規定に基づき、会計年度任用職員の営利企業従事等届を受理すること。

別表第二の教育人事課の部の十の項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

- 十一 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に

課長
課長
課長
課長
課長
課長

課長
課長
班総括
課長

<p>関する規則第三十四条第二項の規定により読み替えて適用する第二十二條第一項及び第二項の規定に基づき、会計年度任用職員勤務時間及び勤務日数を決定すること。</p>	<p>別表第二の教育人事課の部の十七の項の第一号中「への採用の場合」を「に採用された職員（臨時的任用職員を含む。）」に改め、同項の第八号を次のように改める。</p> <p>八 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則第十條第一項の規定に基づき、会計年度任用職員の報酬の額を決定すること。</p>	<p>別表第二の教育人事課の部の十八の項の第一号中「新採用職員」の下に「（臨時的任用職員を含む。）」を加え、同項の第七号を次のように改める。</p> <p>七 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則第十條第一項の規定に基づき、会計年度任用職員の報酬の額を決定すること。</p>	<p>別表第二の特別支援教育課の部中十の項を十一の項とし、五の項から九の項までを一項ずつ繰り下げ、四の項の次に次のように加える。</p> <p>五 新設特別支援学校開校準備に関する事務</p>	<p>別表第二の人權・同和教育課の部中「人權・同和教育課」を「人權教育・部落差別解消推進課」に改め、同部の一の項中「人權教育に関する事務」を「人權教育及び部落差別解消の推進に関する事務」に改め、同項の第一号及び第二号中「人權教育行政」を「人權教育及び部落差別解消」に改め、同項の第三号中「に係る」を「及び部落差別解消の推進に係る研修、啓発及び」に改め、同項の第四号中「人權教育推進協議会」を「人權教育及び部落差別解消の推進」に改め、同項の第五号を削り、同部中二の項を削り、三の項を二の項とし、同表の体育保健課の部の五の項の第六号中「体育の日」を「スポーツの日」に改める。</p> <p>別表第三の一の部の二の項の第二号を削り、同表の二の部の四の項中「この項中教育庁等における臨時的任用職員の管理に関する規程を「規程」という。」を削り、同項の第一号中「所属職員」の下に「（会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。）」を加え、同項の第二号及び第三号を次のように改める。</p> <p>二 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則に基づき、会計年度任用職員の任免等に関する事務を行うこと。</p>
<p>三 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則に基づき、臨時的任用職員の任免等に関する事務を行うこと。</p>	<p>別表第三の二の部の四の項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とする。</p> <p>別表第四の教育事務所の部の一の款の三の項の第二号及び第三号を次のように改める。</p> <p>二 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則（第三十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づき、会計年度任用職員の任免等に関する事務を行うこと。</p> <p>三 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（第十七條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づき、臨時的任用職員の任免等に関する事務を行うこと。</p>	<p>別表第四の教育事務所の部の一の款の三の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。</p> <p>附則 この訓令は、公示の日から施行する。</p>	<p>大分県教育委員会訓令甲第七号</p> <p>大分県教育委員会文書管理規程（平成二十一年大分県教育委員会訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>令和二年四月一日</p>	<p>別表第一中 人權・同和教育課 教委人同 を</p> <p>別表第二中 人權教育・部落差別解消推進課 教委人教 に改める。</p>

人権・同和	人権・同和に関する往復文書、帳簿等の文書
-------	----------------------

を

人権・部落差別解消	人権・部落差別解消に関する往復文書、帳簿等の文書
-----------	--------------------------

に改める。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

大分県教育委員会訓令甲第八号

教育庁
教育機関

教育庁等における臨時的任用職員の管理に関する規程（平成十一年大分県教育委員会訓令甲第六号）は、廃止する。

令和二年四月一日

大分県教育委員会

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

大分県教育委員会訓令甲第九号

本庁
県立学校

大分県立学校事務決裁規程（平成十三年大分県教育委員会訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

令和二年四月一日

大分県教育委員会

別表第一の二の項中第一号を削り、第二号を第一号とする。

別表第二の二十八の項中「この項中臨時的任用職員の管理に関する規程を「臨管規程」と

いう。」を削り、同項の第一号中「臨時的任用職員及び非常勤職員」を「会計年度任用職員及び臨時的任用職員」に改め、同項の第二号及び第三号を次のように改める。

二 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第七号）に基づき、会計年度任用職員の任免等に関する事務を行うこと。 校長

三 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第八号）に基づき、臨時的任用職員の任免等に関する事務を行うこと。 校長

附則

この訓令は、公示の日から施行する。